

議事要旨

(基本情報)

会議名称	第5回立川市学童保育のあり方検討委員会
開催日時	令和7年12月16日（火曜日） 19時00分～20時55分
開催場所	立川市役所 101会議室
次第	1. 開会 2. 学童保育のあり方に関する提言の構成案について 3. 学童保育のあり方基本方針案について 4. 検討項目ごとの課題と意見・提案 5. その他
配布資料	資料1 第5回 立川市学童保育のあり方検討委員会 資料2 学童保育の目指すべき姿とそれに向けた基本方針 案
出席者	〔委員〕 小松委員（委員長）、小畠委員（副委員長）、黒葛委員、田尻委員、 鳥澤委員、矢ノ口委員 〔事務局〕 小川子ども育成課長、今尾学童保育指導支援係長、瀧子ども育成係長、 海野学童保育所係長、保育課保育指導支援係江頭主査
公開及び非公開	公開
傍聴者数	4人

1. 開会

2. 学童保育のあり方に関する提言の構成案について

【委員長】

学童保育のあり方に関する提言の構成案について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

（資料1 2, 3ページ説明）

【委員長】

質問や意見はあるか。

資料の検討項目ごとの課題と意見・提案の8ページ以降の、左側の「現状と課題」は、提言Iに記載し、これに対する意見・提案をIIに記載するということか。

【事務局】

そうである。

【委員長】

Iの小項目を課題として挙げていくと、IIの小項目と異なっているため、課題と意見を対応させて記載できるのか。

【事務局】

I（4）までは、現状を説明するデータになるとを考えている。

【委員長】

では、I（6）以降が課題の記載になり、IIに、本日もこのあと検討する、それぞれの項

までの意見や提案が入っていくということになる。

Ⅲは全体をまとめる部分で、提言を文章化していくイメージでよいか。

【事務局】

そのとおりである。基本方針にそって提言をまとめていく。

【委員長】

質問等はあるか。

具体的な項目を検討する中で、構成はこれでよいかを改めてまた確認することとし、現状ではこの案でいく。また最終的にご意見を伺いたい。

3. 学童保育のあり方基本方針案について

【委員長】

学童保育のあり方の基本方針案について、事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料1 4～7ページ説明)

【委員長】

これから立川市の学童保育の目指すべき姿、それを具体化していく基本方針について提案があった。まず目指すべき姿について意見はあるか。

【委員】

「第二の家庭」という文言について、集団活動、一斉活動(を学校のようには行わない場)として、学校とは違い、学校よりも、第二の家庭であるべき、という意味で使っている。この(目指すべき姿)項目だけだと、いろんな捉え方ができると思う。(学童は)友だちもいて、家庭ともまた違う。「友だちと過ごせるリラクゼーションの場」という意味ではあるが、「第二の家庭」という文言が今後打ち出されることがいいのかは、皆さんのご意見を伺いたい。私の意見では、一斉集団活動をするところではなく、家庭的な雰囲気で、という意味で使わせていただいた。

【委員長】

目指すべき姿の中に、この「第二の家庭」という文言が入ることと、どのように捉えられるか、別のワードの方がよいか。

何か代案も含めてご意見等あるか。

【委員】

家ではリラックスできないから、学童が「第二の家庭」と捉えられるのはよくない。

【委員】

家庭とは違い、友だちや他の人がたくさんいるという意味では家庭とは違う。

【委員】

逆も然りだと思う。保護者側からすると、「第二の家庭」なら何でもお願いできるという誤解も招きかねない。おやつの要求もどんどん増えていくなど。

【委員】

「夕飯もお願いします」というような。

【委員】

リラクゼーションの場ではあると思う。「次の日もまた学校に行こう」と思えるような、学校から帰ってきて、家に帰るまでの間の時間なので、リラクゼーションではあると思うが、もう少しいい言葉があるとよい。

【委員長】

主旨、意図としては、共有できているということでおよいか。言葉としてどうか。

基本方針の①に「のびのびと過ごせる居場所をつくる」という言葉があるが、「リラック

スできる居場所」など。それでは漠然としてしまうかもしれないが、そういう言い方もあるかとは思う。何かよいご意見はあるか。

【委員】

代案は難しいが、一番最初に「友だちと過ごせる」という言葉が来ていることについて、もちろんその空間には友だちもいて、それが楽しみで心地よい子もいるが、友だちとうまく混ざれない、輪に入れなくても、それでもその子にとって居心地がよかつたり、その子の過ごし方が認められるというのも大事だと思う。目指すべきところの大前提にこれが書かれているのはどうか。

【委員】

「それぞれの子どもがリラックスした環境で過ごせる場」という方がいいのかもしれない。

【委員長】

そうすると、基本方針の①が、目指すべき姿と入れ替えてもいいと思うが、いかがか。

【委員】

「子どもたちの主体性を発揮」は、ハードルが高くないか。皆さんにも（学童の活動状況を）見ていただいたが、意外と集団で、「今はこれをやる時間」といった集団活動のプログラムが主になっている中で、目指すべき姿としては、「（主体性の発揮）は）とても良い面だが、（この表現で）大丈夫か。

【委員】

私の子どもが通っている学童では、外遊びと室内での遊びに分かれたり、自然と好きな方を選んでいる。最近は、昔からある分厚い漫画雑誌のちゃおを読んでいるらしく、「あれ面白いね」「ママも読んでた」といった話をする。どうして最近本をたくさん読んでいるのか聞いたところ、「今は外で遊ぶより中で過ごす方が好きだから」と言っていた。「のびのび」はとても目指す姿に合っていると思う。自分で選べるというか、自分らしいというか、そういうところでは主体性を尊重してもらっていると思っている。

【委員】

自分で選べることがいい。「今からこれをやってください」ではなく、「私は今、外に行きたい」とか「私は今、中で本を読みたい」と選べるということが大切。

【委員】

選択肢が豊富でなくとも、選べるということが重要。

【事務局】

「主体性を発揮」までは難しいかもしれないが、選択肢の中から選び取れるようなイメージの言葉が入ればよいか。

【委員】

「子どもたちの主体性を尊重し」はどうか。「発揮」までは、ハードルが高いかもしれない。

【委員】

「楽しみながら」という言葉がいい。わくわくする感じがある。硬い文章が多いが、「のびのび」とか「楽しみながら」という言葉が目指すべき姿に入っているのは大事だと思う。

【委員長】

「主体性を尊重する」という言葉が出てきた。（目指すべき姿の）2つ目は「子どもたちの主体性が尊重され、楽しみながら子ども同士の体験ができる場所」となるか。案では「子どもたち」が主語になっているので、これでは主語がなくなってしまうことにはなる。

【委員】

「子どもたち」が二つあることが気になる。

【委員長】

(冒頭の「子どもたちの」を削除し)「主体性が尊重され、楽しみながら子ども同士の体験ができる場所」でよいか。

【委員】

基本方針①と合わせてはどうか。「それぞれの子どもの主体性が尊重され、のびのびと過ごせる居場所をつくる」など。その場合「楽しみながら」が離れてしまう。

【委員】

それぞれの子が自分の好きなことを自由にできるということが大きい目標で、二つ目は友だちと関われるという感じの方がいい。個も自由にできて、友だちとも好きな遊びを選んで過ごすことができる環境というのがよい。

【委員】

基本方針②もまた同じような内容になっている。

【委員】

目指すべき姿を文章にして、それを基本方針で細かくする方がよいのではないか。文章をうまく作れないが、目指すべき姿は、「どの子も楽しめて、安心した場所ですよ」という文章で、そういう目指すべき姿であって、その中で基本方針の中に細かく、「こういう場所をつくる」とする方がいいのではないか。このままだと目指すべき姿と基本方針がどちらかわからなくなってしまう気がする。

【委員】

どちらも箇条書きではなくて、別途目指すべき姿の方は前文のようにするということか。

【委員】

その方が「立川の学童の目指すべき姿はこうですよ」とわかり、その中で一つ一つに分かれている方がいいと思う。ただ、違う内容をまとめるので、文章にするのは難しいと思う。

【委員】

第1回、第2回の委員会で運営指針やガイドラインがないという話があった。運営指針やガイドラインがあつてのあり方ではないか。昔は両親が働いている家庭のための学童だったところから現代のニーズが変わってきたというところで、市として学童の運営指針やガイドラインを整備していく必要があるとしているが、これがあつて、学童のあり方があるので、市として決めていただけるとよいと思う。

【委員長】

ガイドラインそのものがまだなく、これから国や都の方針などを踏まえた市の学童のあり方として、目指すべき方向を文章で書いていくことも一つではないかということか。

【委員】

ここ(目指すべき姿)に打ち出すかどうかは別として、そういうものがきちんとあるということは必要だと思う。重なる部分もあると思うが、ここが指針になっていくのかなとは思う。

【委員】

他の地域では、すでにガイドラインを整備しているところはあるのか。

【事務局】

ある。

【委員】

後でガイドラインを作るときに、これと違ってしまうといけない。並行してできればよかったです。

【委員】

これから整理していく必要があると書いてあるので、これ(ガイドライン)をもとに整理

されていくのかという理解である。

【委員長】

他市の例では、この目指すべき姿は箇条書きと文章ではどのような形が多いか。

【事務局】

自分が見たところでは、文章で象徴的に書いてあるところが多いかなという感じである。

「こどもまんなか」など「こども家庭庁のメッセージとともに」というようなところがあったかと思う。

【委員長】

では、委員の意見を踏まえ、基本方針で今上がっているようなことを、目指すべき姿として文章にし、基本方針の中で、それを細かく箇条書きにしていくことでどうか。

【委員】

ガイドラインとはそもそも何かを調べてみたが、それこそ今まとめようとしている目指すべき姿とそれを噛み碎いた基本方針がこれに当たる。マニュアルは具体的な方法についてだが、ガイドラインは、何をもとに判断するかといった指針であるということなので、「場所がない、人が足りない、その中でどうするか」といったことへの基本的な考え方として示すのは大事だと思う。(ガイドラインと)別で考えるよりも、この基本方針案の中で決まったことをガイドラインにしていくことがよいのではないかと思う。

【委員】

目指すべき姿がとても大事ということだ。ここに全部大事なこと、気持ちを込めて作って、それが後でガイドラインの中でも部分部分で出てくるということになる。

先ほど「こどもまんなか」という言葉があったが、立川市はそういったスローガンや理念のようなものはあるか。

【委員】

夢たち(21プラン)の基本理念があるが、そちらの方はまちづくりの視点で、大きい話になってしまふ。ただ、ベクトルの長さは違うけれど向いてる方向は同じなんだと思う。

【委員】

学童は学校と家庭の間のような場所。そのことをうまく表現したい。家族でない人たちと一緒に過ごし、そういう人たちが温かい目で見守るみたいな印象、イメージがいいと思う。どこの地域でもその点や「主体性」という部分も同じだと思うが、特に立川で何を意識していくか、あえて立川では何を思うかということを出していきたい。今お子さんが減っている地域が多い中で、立川は増えてきてると聞いているので、そういう点で何かあるか。

【委員長】

7ページに、委員会での意見をまとめている。学校、家庭、もう一つの場所として、そこでの時間は自由に過ごせることが大事、そこで学校と家庭とはまた違った育ちが可能になる場所、という言い方もできるか。

【委員】

ここに書かれている「大切な時間」という言葉を盛り込み、「大切な時間を過ごす」というように入れたい。そうすると学童の印象がかなり変わる。来ている子をただ預かるのではなくて、大切な時間をどういうふうに過ごすかを立川の学童は意識しようというのを大きく描くとよいのではないか。「この時間の充実がその後の子どもたちの自立へつながる」という表現も、とてもいい。

【委員】

7ページのこの部分は、どこに記載していく予定か。

【事務局】

特に想定していなかった。

【委員長】

目指すべき姿を文章化して表現するのであれば、この7ページの記載を活かしながら、基本方針に書かれているような、「それぞれの子どもが安心してのびのびと過ごせる」とか、「主体性が尊重され」ということも盛り込んで、大きい基本方針の中で個別に書いていくこともできると思う。今すぐここで文章化は難しいが。

【事務局】

何案か事務局で作成し、皆様にご確認をお願いする形でもよいか。基本方針については、この内容で概ねよいか、「目指すべき姿」が決まってから再度検討いただくな。

【委員長】

基本方針は運営していく上での、行政や学童に関わる人たちがどういう方針をとるかをまとめるということでよいか。

この後、委員会で検討してきた中身の確認に入るが、その上で最後に基本方針はこれでいいかという確認をするということでよいか。では、一旦中身の検討をした上で、改めてこの基本方針は確認をしていく。

4. 検討項目ごとの課題と意見・提案

【委員長】

資料では8ページから16ページ、各ページの右側の意見・提案の部分について、ご意見をまとめていく。これまで話していたけれども抜けていたこと、強調すべきところなどの検討に入りたい。

まず多様な児童の受け入れ①②を事務局より説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料1 8, 9ページ、資料2 説明)

【委員長】

提言の中には、資料2のような、全体のまとめの図も示して記載していくことになるか。

【事務局】

ここまで細かい内容ではなく、イメージ図としてはこういったものを入れたいと考えている。

【委員長】

多様な児童の受け入れに関して、課題の出し方も含めて意見はあるか。

あり方のこととも関わってくるが、「学校・保育所と情報共有する」とあるが、現状として保育所以外の幼稚園等から学童を利用することはないのでないのか。

【事務局】

数は少ないが、幼稚園の方もいる。

【委員長】

基本方針の③で、「学校・地域・保育所・家庭と連携して」という表現が気になったので確認させていただいた。

【委員】

学校と保育所との連携で、どんな情報を共有するかという点で、お子さん自身への配慮が必要といったことももちろんだが、家庭の状況も共有できる。例えば保育園では、(保育)時間が長く、明らかに愛情が(不足している)、ということもよく聞く。それがわかっているのでこういう対応がとれた、ということも、やはり保育園の先生だからこそわかる視点だと思う。小学校に上がって、学童を利用すると、保護者は働く時間をキープできる分、どうしても今よく問題になっている「放置子」もでてくる。そのしづ寄せが、近所の家に頻繁に行っているといったことも聞く。そういう子たちも含めて多様な児童として定義す

るとよいと思う。その子自身も、家とも違う、学校とも違うという部分で、安心して過ごせるというところも含めて連携がとれたらと思う。

【委員】

多様な児童というところに、お子さんだけではなく、いわゆる支援が必要なご家庭も含める、ということかと思う。それは非常に大事なことだと思う。保育所と学童が連携することの一番いいところはそこだと思っていて、共有されることで、ずいぶん救われるお子さんがいる。また、ご家庭も（学童に）説明をしなくていいという意味では、ずいぶん助かると思う。確かにここを担うには学童もとてもいい。お子さん自身が保護者に言えないことも、学童の職員にだったら言えることもあるので、連携が取れるというところもある。

【委員長】

今の委員のご意見は情報共有の部分に入れられるかと思う。

【委員】

委員に補足いただきたいが、8ページの特性のある児童の集団保育での個別対応の考え方のなかで、「特性がある児童は、やることがない場合がある」の部分で、「やることがわかりやすい方がいい」とか、「興味が持続できる工夫があるといい」とか、言い換えられる言葉を提案いただけだとよいかと思う。

【委員】

特性を持つお子さんが、やることがないわけではない。全体的に遊びのアイデアが必要なのは、（特性のある児童だけでなく）みんなだと思う。特性がある児童は、特にその子の興味に合わせた活動や、わかりやすい環境とか、安心できる場所が必要である。この子たちにとって興味あるとか、この子たちが楽しめるものがあるといいという意味である。

【委員長】

今のように気になる記述はあるか。

【委員】

学校と学童での児童の様子の情報共有をすべきというところは出ているが、実際どこまで叶うのか。基本方針に、子どもを取り巻く学校と地域の保育所、家庭と連携すると書いてあるので、それがどのくらい可能なのか。家庭のニーズがあれば連携できるけれども、家庭のニーズがない場合、連携がどのくらいできるのか。就学支援シートを使っている家庭は、それを学童に出すこともできるが、家庭の事情などは連携を望まない家庭もあるところは、専門機関同士で連携していくことになるかと思うが、そういうことを基本方針で示すのか。学校と連携していただけるのであれば、すごくいいと思うので、ぜひ打ち出していただきたい。

【委員】

個人情報の問題で、学校には知らせても、学童までは知らせたくないといったこともあるかと思う。難しい部分ではあるが、保護者の許可を得て、情報を開示してもらうのはよいと思う。

【委員】

多様な児童の受け入れだけなく、日常的な学校と学童の関係性は影響が大きい。

【委員】

（校内にあって、自校の児童が通っていても）学童だけ別、というような感覚があると感じている。

【委員】

ケースバイケースだが。学童であったことも知らせてもらう方がいいというお考えの学校もあれば、学童で完結してくださいという学校もある。

【委員】

そこをガイドラインなどで、しっかりと連携をするようにして、学校もすべきという強制力があればよいが。学校も忙しいし、学童側からというのもなかなかできない。連携がなくて、お迎えの時間がうまく調整できなかつたということもある。もう少し学童の立ち位置をしっかりとし、連携が取れるようにした方がいいと思う。

【委員】

立川の就学支援シートは、このシートの内容を学童に伝えるように勧める記載がある。保護者側からそれを発信するよう勧めることは、市からもお伝えしていると思うので、それが基本的な連携の形になっていくとよい。就学支援シートは、学校だけでなく、学童にも伝えるといい内容だと思う。

【委員】

支援シートを書いてくれる保護者はいいが、申し出制なので、作成しない家庭の子のほうが大変な場合もあるので、本当は全部の情報がやり取りできるといい。

【委員長】

学校との連携のところは強調してくということとしたい。

では次に、サービス提供と環境整備、施設整備について説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料1 10, 11ページ、資料2説明)

【委員長】

施設設備などは、対応がとても難しいところかとは思うが、意見提案としては上げていくことは大事だと思う。意見はあるか。

【委員】

性暴力防止法へ対応のところが気になっている。記載はあっさりした内容になっているが、立川の学童保育所はしっかりと全部これ以上の対応をしていると書けるとよい。小学校で（トラブルの事例が）結構増えてると聞いている。かといって、性教育をするというのではなく、もう少し自分の体を大切にするというところをうまく出せるとよい。これでは、あっさりしすぎているので、資料などを調べて、こここの部分はしっかりと書いておいた方がいい。保護者にも意識していただくという意味でも、ここは強い方がいい。

【委員】

私も同じ性暴力防止法の対応のところが気になっている。委員のご意見のように、どういうふうに教えていくかもとても大切だが、ハード面でも、保育室や教室にカメラをつけるのか、つけないのかも非常に悩みどころである。当然、子どもたちや職員を守るための記録の確実性は一つのメリットもありつつ、常にカメラが回っている状況でどうなのか、どこまで撮るのかとか、そういうのも非常に悩ましいところである。国の方はそういうことも検討の一つにすべきだという通知は出ているけれども、なかなか立川市全体で、まだそこに統一的な方向性は出ていない。ただ、今、私立の保育園は整備されていらっしゃるので、何かご心配があればカメラですぐ確認いただいたり対応いただいたりしている状況もあって、これから公立保育園はどうしていくかというのは非常に悩んでいるところである。

【委員】

私の園では、カメラの設置に全く抵抗はなく、逆に職員の方がうまく使っていて、何か苦情があった時にその現場を見られるので、それを保護者に見ていただく、「こういうにぶつかりました」とか、「こういう状況なのでこれはお子さんが言った内容ほど深刻ではないのであまり気にしなくていいですよ」というように使っている。子ども同士のトラブルだけでなく、例えば男性の職員が何か言われたときも、それを見せれば全部映っているので、職員が安心できている。そのように職員が頻繁に使っているということでは、この性暴力

の防止にもなる。例えば子ども同士で何かあるときも、小学生であれば、「全部カメラに映ってるからね」と言うだけでも抑止力にはなると思うので、いろんな意味でいい方法であると思う。ただ、費用はかかる。入れ替えにもかなりかかるし、ずっと録画しているので維持費もかかる。抵抗のある方は確かにいるかもしれないが、丁寧に説明していけばよいと思う。

【委員】

カメラの設置を始める園が増えている。社会的にそれがどういうメリットがあって、子どもを守るためにどう使われているのかの前例が出てきている。何かあったときに、どれだけいいことが起きているかの前例を確認するとそれがメリットとして感じられると思う。私たちの価値観だけで考えるのではなく、全体的に捉えていくのが大事だと思う。

【委員】

以前は、(保育園のカメラの映像を) 常に保護者が見られるようにしていた。それは悪評が高く、すぐに取りやめた。いつも見られてしまうと職員も(負担になった)。常に誰かが見てるわけじゃなく、巻き戻して見るということが主になっているので、そこは説明していけば理解いただけると思う。

【委員】

カメラを取り入れたときには、自分の保育を見られてることが嫌だという保育士からの意見も出たが、実際やってみると、メリットがあると考え方が変わってきたという例もあった。前例も多くあると思う。

【委員】

私の園では、大体(の活動場所)が見えるので、よく鉄棒から落ちている状況を確認できたので、鉄棒の下を危なくないようにしようと対策にも使った。

【委員長】

性暴力防止法への対応のところに入れるかどうかもあるが、状況に応じてカメラの設置を検討していくような内容を加えるということでよいか。

【委員】

学校施設の活用というところで、学校が最も安全・安心でのびのび活動できるということでこの意見が出てきているが、これだけではなく、アンケートの子どもたち、保護者からの声として、施設が狭い、トイレが汚い、トイレの個数が少ない、水道が少ないなどが出されているが、それがかなう場所として、学校というところは施設が整っている。そういうニーズもあることも打ち出されると良い。

【委員長】

そこは関連性がわかるように記述を追加するということでよいか。

【委員】

改修の方向性で「東京都認証学童クラブの基準に達するようにしたい」は、「する」ではなく「したい」なのか。

【委員】

まずは(一人あたりの面積を広げる前に)待機児童の解消(が優先)となる。

【委員長】

では続いてサービス量の充足と運営形態について説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料1 12, 13ページ、資料2説明)

【委員長】

何か意見はあるか。

【委員】

運営形態の違いの対応のところで、比較をして競争できるということはあるが、数が足りない現状でそれをすると差ができてしまい、まだ現実的ではない。まずは均等に数を充足させ、選べるようになるという段階までまだ時間がかかるので、あまり強調することは難しいのかなと思う。

【委員】

各学童が競争して課題を把握できるというのは、運営側では、遊びのこと、内容、対応の仕方などを共有するのはとてもいいと思うが、この部分は保護者に伝えてそれを選んでもらうことは別のものだと思う。選ぶことができないと思うので、こんなおやつもあるよ、などを知ってもらうなどはいいと思うが、その内容の比較や対応方法の比較というのは保護者に向けたものというよりも、学童全体の質を上げるための職員側のものだと思う。

【委員】

段階を踏んで、今の段階ではまず学童同士で情報を共有するということかと思う。

【委員長】

「保護者に情報提供すべき」という部分は、あまり強調しないことでよいか。

【委員】

最終的にはその方がいいと思うが、今の段階としてはそうである。

【委員長】

ここは表現の仕方を工夫していく。

13 ページの一番下の、垣根を越えて研修する機会を作るというのは、かなり強調されていたところなので、ここは大事な点だと思う。

【委員】

今年度、全体研修は何回開催したのか。

【事務局】

全体研修は4回行った。今年度は、ご意見をいただいたような指導員同士がグループで情報交換をするという研修を先日行った。テーマを4つほどどちらの方で用意をして、何を話したいかを選んで話し合った。テーマは、個別の対応、おやつをどうしているか、どんな遊びが流行っているかなど。おやつや遊びのテーマは、多くのグループで話し合われていて盛り上がっていた。指導員からも、こういった機会をぜひ多く設けてほしいという要望もあったので、今後の機会を増やしていきたい。

【委員長】

そうすると、いろんなアイデアが共有できたり、いいところが広まったりということがあるかと思う。

では、保護者負担の適正化、人材確保と職員の待遇に移りたい。資料の説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料1 14, 15ページ、資料2 説明)

【委員長】

質問や意見はあるか。

【委員】

前回、運営経費の保護者負担が約10%ということを知って非常にびっくりしたが、それがここに記載されているのでよいと思う。

【委員】

このテーマではないかもしれないが、この学童にかかる予算自体は今後も変わらないのか。以前の委員会の中で、市の予算のほとんどが人件費に充てられており教材とか本の予

算に回らない、またおやつの高騰などの話があった。これを、保護者負担だけ増やすことで対応していくのか、市としてこういった部分の予算が設けられるのかがリンクしていくかと思う。

【事務局】

間食費の徴収の仕方や予算額などは、対応していくべき課題と考えている。いただいたご意見の全てをすぐに叶えることは難しいが、教材や本などに使える予算も、毎年は無理でも何年かに1回は買えるような予算を取れるよう努力が必要と思っている。ご提案をいたしているので、今まで通りではないようにしていきたい。

【委員】

ご意見を追い風にしていきたい。

【委員長】

一方では適正な保護者負担も求めていくけれども、必要なところは市としても予算を確保するという内容を入れる必要がある。

【委員】

こういうタイミングでないと金額を上げることもできない。

【委員長】

人材確保についてはいかがか。

【委員】

(人材就職) フェアの開催は、保育園ともども、ぜひお願いしたい。

【委員】

法人で人材紹介サイトに高額で登録をされていて、また加えて紹介料などもあると聞いている。大変に大きいご負担があるということは伺っている。

【委員】

先ほどのカメラを設置するかどうかの議論のなかで、(カメラの設置によって) いろんな立場の人がいろんな形で守られるという話があった。それは、働く指導員の方もそうだと思う。男性が少ないという点でも、何かあったときに守られる制度も検討してますということがあれば、子どもに関わるニュースも多くある中で、これだったら安心して働くと思える。そこにも繋がるかなと思う。PRを活発に行って、応募の分母がうまくいけば増えると思うので、そのときに、悪いことをする人は立川では無理だなどふるい落とせる。それは子どもも守れるし親としても安心できるし、働く側としても、冤罪にならないというところは敏感かと思うので、ここも絡めたらどうかと思う。

【委員長】

その辺もPRでうまく伝えていくということかと思う。

他にはいかがか。

【委員】

PRの面では、この勤務状況を紹介することのほかに、学童指導員のよさ、魅力ある分野であるということをPRした方がよい。それは実際働いている人の声だったり、子どものこういうところを支えているんだとか、社会にどれだけ役立つ仕事なんだという魅力を打ち出していくことが大切だと思う。

【委員】

市の広報で放課後の居場所の特集をしたが、反響はあったのか。

【事務局】

反響は届いては来ていないが、保護者の方に届いたのであろうと思う。今回は放課後の居場所の特集だったが、職業の魅力の広報はやったことがない。

【委員】

この仕事をやってみたいというのは、学童が子どもたちの育ちの何を支えている存在なのかなを明確に見せて、そういう仕事をしてみたいという気持ちを持ってもらうのがすごく大事だと思う。

【委員】

学生さんで、やりたいという人がいるが、実際には、現場が時間が短いとか、女性が多いということで、興味はあるんだけど行かない。そこが繋がらないというか、ニーズと合わないところがある。

【委員】

ターゲットがどこなのかも考えた方がよい。この時間帯の勤務体制は、子育てを終えた方などが働きやすい形でもある。

【委員長】

では、最後 16 ページの質の向上の取り組みについて、説明をお願いしたい。

【事務局】

(資料 1 16 ページ説明)

【委員長】

これまでの議論の中で質の向上に関連するところをまとめ直したという位置づけだと思う。特に最後の第三者評価受審の検討は新規に追加されている。何かご意見はあるか。

【委員】

福祉サービス第三者評価について、非常に前向きでいいことだが、多分(受審結果に)ショックを受ける可能性が高い。匿名で記載していることで、思うよりも厳しいことが保護者から返ってくる。それを第三者の機関が説明するので、ザクっと刺されることになる。最初はすごく恐ろしいことが書かれて、こんなふうに(保護者が)思ってたいたのかと恐ろしくなった。第三者機関の報告も、個人攻撃になるようなものは削除されるが、基本的にははっきりと出てくる。特別に良くないことがいくつも重なっている場合は、それはその学童の課題だが、ある程度のところについては、学童の指導員の方にも、厳しいことを書かれるけれどあまり気にしないでくださいとお伝えしておいてから導入をしていった方がよい。

【委員長】

第三者評価受審は毎年行うのか。

【事務局】

3 年に 1 回である。

【委員長】

では、各項目の検討については以上としたい。何か追加があればまたご連絡いただきたい。ここまで検討を踏まえて、5 ページ、基本方針を検討するということで、この内容をもう一度改めて見ていかがか。

【委員】

基本方針⑤の、「職員や保護者を支える運営体制」は、職員を支える体制と保護者を支える体制と聞いたときの期待するイメージが違うのではないか。先ほど例にあったような、例えば DX 化が進んで負担軽減になるっていうような、両方 Win-Win になるものもあれば、保護者の生活や子育てを支えるというような面と、職員の働きやすさを進ませるところでは、望まれる運営体制をあらわすのに、1 行では、いろんなイメージが混在してしまうのではないかと思うがいかがか。

【委員】

分けた方がいいかもしれない。ちょっと雑な感じがしてしまう。もちろん両方必要だと思うが、職員を支えるところと、保護者を支えるところは別々の方がいいのかもしれない。

【委員長】

⑤の中でもう少し補足をして書くのではなく、6番目に加えるということか。

【事務局】

資料2をご覧いただくと、保護者を支えることに焦点を当てたご意見は、DX化以外にはあまり出てきていない。

学童保育の事業自体が保護者を支えている事業であるとはいえると思う。

【委員】

難しい。保護者を支えるために学童があるわけでもないと思う。保護者のためでもあるが、子どものためだと思う。利用者は誰なのか、保護者なのか子どもなのかというところは、いつも保育園でも思うところではある。けれども、保護者も支えなければいけないと思うので、子どもがもちろん大事なんだけれども、困っていてる保護者もいる。特に課題や負担を感じていない保護者もいるが、働いて学童に預けていることに負担を感じていたり、問題や課題がある方もいるので、そういう意味での保護者支援は必要である。そうすると、職員の支援とはやはり違ってくる。職員には働きやすいとか、先ほどのような性加害への対応の体制などは職員を支える運営体制を整えることだし、保護者についてはそういう支援が必要な保護者への対応をしていくということだと思う。

そうすると、(基本方針は) 6個になるか。他を整理するか。

【委員】

保護者側からは、子どもが安全に過ごせてて、安心できて、かつ情報が周知されていると、一番支えられていると感じられる。親からは、子どもが安心して安全できるのが一番のことだと思うので、DX化のことも情報共有することとしてこれに当たるし、職員にとっても働きやすさに繋がるだろうと思うので、切り離す方がいいのか、難しい。ただ繋がる部分はあるんじゃないかなとは思う。

【委員長】

原案をまた考えるということでよいか。では、以上とする。目指すべき姿は文章化し、それを基本方針の中で細かく分けていくという基本は確認された。今日の議論も踏まえて、改めて最後に提案させていただきたい。その前に一度メール審議をするか。

【事務局】

次回委員会の前に、一旦提案させていただく。

【委員】

ガイドラインと基本指針について、基本指針を基にしてガイドラインが作られていくと思うが、学童の存在意義を明確にすることが大事だと思う。学童は、学校と家庭の間の居場所としての役割とされている。放課後子ども教室は、習い事的なことをする体験の場だったり、プレーパークは自然体験とか主体性を育むという役割があると思う。その中で学童はどういう場所であり、何を大切にしているのか。その辺が指針の大きなところにあるのだと思う。そういうものの魅力があることにより、就職希望者的心にも響くものがある。そこを基本指針として掲げられるとよいと思う。学童の内側だけのこと見ていると安全・安心の居場所だが、他のところとの役割分担としてどういう位置なのかとか、どういうことを大切にしているのかとか、そういうことが指針になっていくのではないかと感じている。

【事務局】

宿題が多くなるが、次回またご議論いただきたい。

5. その他

次回、第6回は令和8年1月21日を予定している。

【委員長】

それでは、本日の会議はこれで終了とする。